

## 課徴金減免制度と「囚人のジレンマ」

長谷川 修

東京五輪テスト大会の競争入札において落札者を事前に決めていたとして、先月末、公取委は電通、博報堂等の広告会社六社を独占禁止法違反で刑事告発した。スポンサー契約を巡る贈収賄事件の捜査が長引いているなかで談合事件に飛び火した形だが、本件の発端はADK社が課徴金減免制度リニエーションを利用して自主申告したことにある。ADKは減免制度により、課徴金の全額免除と刑事告発を免れた。

昨年一二月に公表された電力会社カルテルに対する課徴金は、中部、九州、中国の電力会社三社で一〇〇〇億円超と過去最大になった。二〇一六年の電力自由化以降、新規参入の「新電力」と電力会社同士の価格競争が激しくなる中で、事業用高圧電力に関してエリアを越えた競争は止めようと、関西電力と三社間で相互不可侵を約した。カルテルを主導したとみられる関電は公取に自主申告し、課徴金は全額免除され刑事告発も免れている。このほかに、ゼネコンのリニア入札、医薬品卸業者の入札、鋼板メーカーのカルテル等でも、減免制度が利用された。

課徴金減免制度は経済のグローバル化に伴い、米国、EUに続いて二〇〇六年日本でも導入された。利用件数は毎年一〇〇件以上で定着しつつあり、減免金額も大きくなっている。

減免制度は、公取委にとっては業務遂行上便利かもしれないが、密告や裏切りの勧めであり気にかかる。初めてこの制度を知った時に思い浮かんだのは、統計学の初級読本に出ている「囚人のジレンマ」だ。

二人の囚人に対し、検事は個別に次のように話しかけた。

- ① 二人とも黙秘するなら一年の刑
  - ② 一人だけ自白すれば、自白者は重罪、黙秘者は五年の刑
  - ③ 二人とも自白するなら三年の刑
- 囚人のあなたはどうかすれば良いか。

論証は省くが正解は自白である。相手の出方にかかわらず仲間意識や信頼関係は無視し、自白するのが合理的行動とされる。

現役の諸君は、同業者とのゴルフや夜の会合はもうないだろう。法令順守コンプライアンスに追われる毎日に同情を禁じ得ない。